

山村・島しょ地域の農業者の収益向上 に向けた取組を支援します

～山村・離島振興施設整備事業（拡充）～

資材価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、山村・島しょ地域の農業者の収益向上に資する農産物の加工や販売のための機器等の導入を支援するとともに、専門家を派遣して相談等に対応します。

1 事業実施主体

3戸以上の農家で構成される営農集団、農業協同組合及びその連合会、特認経営体、農業経営を行う法人等

2 実施地域

山村地域及び島しょ地域

（奥多摩町、檜原村、あきる野市小宮地区・戸倉地区、伊豆諸島全域、小笠原村）

3 補助内容

補助率：事業費の3/4以内

農家1戸当たりの事業費限度額：5,000万円

4 補助対象

- ・生産力強化・効率化のための生産振興施設
（栽培施設、運搬施設、農林業機械など）
- ・流通販売促進施設
（集出荷施設、流通施設、加工施設、貯蔵施設など）
- ・交流促進施設整備事業
（農園整備、景観整備、看板・植栽整備、交流体験施設）

5 専門家派遣

専門家を派遣し、事業の活用に向けての事前相談や、事業実施後のフォローアップ相談を受け付けます。

6 申請受付期間

随時

※ 詳細は下記のホームページを参照して下さい。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/nougyou/>



【問い合わせ先】

産業労働局農林水産部農業振興課
電話 03(5320)4833